

最近のブラジルの 裁判事情について思うこと

二宮 正人

「確かに変わった!」と誰に聞いても異口同音の答えが返ってくる。

2億人の人口に対して約100万人の弁護士、国民2人あたりに1件に相当する約1億件の進行中の訴訟、といった数字は相変わらずであるが、最近司法権と検察庁の権威が強化されたことに異論はない。

ブラジルは26州と連邦区で構成されており、司法権は、事物管轄により第一審から第三審までの連邦裁判所と、憲法案件については連邦最高裁判所が設置されているが、こちらはいわゆる憲法裁判所ではなく、本稿において取り上げるその他の特別管轄の案件も扱っていることを忘れてはならない。

そして、一般の連邦裁判所とは別に三審制の選挙裁判所、労働裁判所、軍事裁判所もおかれている。選挙裁判所は選挙人登録、選挙の実施、選挙違反の摘発等を管轄している。労働裁判所は、おそらくブラジルにおいてもっとも多忙な裁判所であり、約1,000万件の訴訟が継続中であり、さらに年間約100万件の新たな訴訟が提起されている。軍事裁判所についていえば、1964年から85年までの軍事政権の時代には、軍人のみならず、国家反逆罪、テロ、政治目的の誘拐・強盗・殺人にいたるまで、文民がかかわる事件も担当していたため、多忙であったが、1988年憲法の公布後は軍人が関与する犯罪のみを扱う裁判所となり、軍事高等裁判所（第三審）に至っては、上

告事件が年間わずか5,500件前後ということで、他の裁判所と比較すると、まことに閑であることから、一部には同裁判所廃止論も提唱されている。

また、連邦裁判所に並行して州の裁判所が設置されており、一般事件としてはこちらのほうが国民の日常生活になじみが深い。上記26州及び連邦区に設置されているが、これは第二審までであって、第三審は首都ブラジリアにおかれている連邦司法高等裁判所であり、圧倒的多数の事件はこちらが終審となる。この裁判所は連邦最高裁判所へ上げられていた多くの案件を緩和させるため、1988年憲法によって設置され、各州の第二審裁判所及び連邦地域裁判所からの上告も扱うようになった。現在、その構成員は33名であり、3分の1は連邦地域裁判所の裁判官より、3分の1は州の第二審裁判所の裁判官より、3分の1は弁護士及び連邦・州の検察官の中から選ばれる。任命に際しての資格としては、35歳以上65歳未満の卓越した法律知識と廉潔の名声を有するそれぞれの出身母体の推薦を受けたブラジル国籍者の中から6倍の名簿を作成し、連邦上院に提出する。そこで名簿を3名に絞り、それを共和国大統領に提出し、そのうちの1名が任命される。現在約70万件の上告案件が同裁判所に係属されており5名の裁判官による小法廷

によって審理が行われているが、公法事件、私法事件、刑法事件に3分されており、それぞれに2小法廷が当てられている。33名の裁判官のうち、長官、副長官、監察担当裁判官は普通の小法廷における審理には参加しない。渉外関係についていえば、外国での離婚の承認手続きなどは、かつては連邦最高裁判所の管轄であったところ、現在では連邦司法高等裁判所の管轄となっているが、単なる手続きであることから、判決を必要とする他の裁判案件に比べて、決定が下されるのは比較的早い。

連邦や州の下級審における審理についても説明をしたいところであるが、紙幅の都合もあり、以下では連邦最高裁判所が現在直面する課題について取り上げる。同裁判所は11名の判事によって構成されており、任命の資格は上記連邦司法高等裁判所判事と同じであり、前者と同様に指名された候補者は連邦上院における口頭試問に付され、その結果、上院議員の絶対多数の承認を得た者が共和国大統領によって任命される。最近サンパウロ大学法学部教授が、現政権の下で、まず法務大臣に任命され、事故死を遂げた最高裁判事の後任に任命されたが、11名の判事中、最年少の48歳であることが注目された。

ブラジルにおける裁判官の定年はこれまで70歳であったが、2年